

○坂戸市空き家等除却費補助金 よくあるご質問

1. 手続きに関すること

Q1-1 居住その他使用がなされていないことが常態である空き家とはなんですか。

A1-1 概ね1年以上使用実態がない建物です。

Q1-2 1年以上空き家であることの証明はどうすればいいですか。

A1-2 電気、水道、ガスなどのライフラインが1年以上前から使用されていないことを確認できる書類を提出していただきます。

Q1-3 工事の完了期限はありますか。

A1-3 あります。交付決定後から2ヶ月以内に完了する工事が対象です。

2. 補助対象物件に関すること

Q2-1 昭和60年代に新築した建物は対象になりますか。

A2-1 令和6年4月1日から、建築年月日要件が廃止され、昭和56年6月1日以降に建築された建物も補助対象となりました。

Q2-2 倉庫や事務所などの住宅以外の建物は対象になりますか。

A2-2 対象外です。ただし、延べ床面積の過半が居住の用に供される兼用住宅は対象になります。

3. 補助対象者に関すること

Q3-1 法人が所有する空き家を除却する場合は対象になりますか。

A3-1 対象外です。個人が所有する空き家を除却する場合が対象です。

Q3-2 相続人が除却する場合は対象になりますか。

A3-2 対象になります。ただし、相続関係を証する書類及びほかの相続人からの同意書を提出していただきます。

4. 対象工事に関すること

Q4-1 現在、除却工事中又は除却工事完了済みの空き家は対象になりますか。

A4-1 対象外です。補助金交付申請を行い、交付決定後に着手する除却工事が対象です。

Q4-2 空き家の一部を除却する工事は対象になりますか。

A4-2 対象外です。空き家全体を除却して更地にする工事が対象です。

Q4-3 母屋だけを除却し、カーポート、倉庫などそのまま残す場合は対象になりますか。

A4-3 対象外です。敷地内にある建物をすべて除却して更地にする工事が対象です。